

処 分 基 準

令和4年5月13日作成

法 令 名 : 道路交通法
根 拠 条 項 : 第77条第4項
処 分 の 概 要 : 道路使用許可の条件の変更・付加
原権者(委任先) : 警察署長 (高速自動車国道等における交通警察に関する事務 を処理する警視以上の警察官)
法令の定め :
処 分 基 準 : 道路使用許可を与えた行為に係る場所を管轄する警察署長は、 道路や交通の状況等の変化により道路使用許可の審査時には予 見し得なかった交通の安全と円滑に著しい支障が新たに生じた ときは、法第77条第3項に基づき付した条件を変更し、又は新 たに条件を付することができる。
問い合わせ先 : 交通部交通規制課規制総務係 (電話059-222-0110)、警察署 交通課
備 考 :